

プレミアム付商品券事業実施の考え方について

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等を契機とした生活必需品の高騰により、影響を受けている区民の生活応援及び地域経済の活性化を目的として実施する「中野区生活応援事業」を補完するデジタルデバイド対応事業として、高齢者を対象とする紙のプレミアム付商品券事業を実施する。

1 事業内容

(1) 販売(購入)対象

基準日(令和4年12月1日を予定)現在、65歳以上の住民基本台帳登録者

(2) 商品券の発行者等

ア 発行者:中野区商店街振興組合連合会(以下「区振連」という。)

イ 販売協力者:中野区商店街連合会(以下「区商連」という。)

(3) 販売等の概要(予定)

プレミアム率	20%の上乗せ
発行形態	500円券12枚つづり1セット(券面額合計6千円)を5千円で販売
販売上限数	1人につき2セット(販売額1万円)まで購入可
商品券の販売場所	区内郵便局を想定
販売期間	令和5年1月10日~令和5年3月31日
使用可能期間	令和5年1月10日~令和5年3月31日
券種等	1セット(12枚)の中で2種の券種構成とし、 (1)区商連正会員店舗のみ使用可:8/12枚 (2)大型店等特別会員を含め全会員店舗で使用可:4/12枚
販売方法	(1)対象者全員に引換券を郵便で発送 (2)販売窓口で引換券と本人確認書類を確認のうえ販売 代理人の場合も引換券と対象者の本人確認書類を持参すれば販売可とする
事業者の換金方法	店舗側で商品券に記載されているQRコードをスマートフォンで読み取りデータ送信することで、自動的に換金額が振り込まれる。 ただし、QRコードによる処理が困難な店舗については、区振連が店舗より商品券の送付を受け、一括して読み取り及びデータ送信を行う。
換金期間	令和5年1月10日~令和5年4月28日

(4) 商品券の取扱店舗（使用可能な店舗）

区内共通商品券取扱店舗が対象。

（令和4年8月10日現在1,131店 内、大型店22店）

※新規取扱店舗の募集を区振連・区商連が実施する。

2 事業実施体制

本事業は、個人情報に関わる業務を区が実施し、商品券の発行・販売等を区振連に対する補助事業として実施する。

○区：販売対象者の抽出、引換券の発送、発送業務にかかるコールセンター開設 等

○区振連：商品券の発行・販売・換金、取扱い店の管理、コールセンター開設 等

なお、換金業務の一部、及びその後の商品券回収・廃棄等の業務については、令和5年度に予算を繰り越して実施する。

3 スケジュール（予定）

令和4年 9月	補正予算等提案
令和4年 9月	区振連への補助金交付
令和4年10月	事業者との契約
令和4年12月	販売準備、引換券発送、広報
令和5年 1月10日～3月	商品券の販売、使用
令和5年 1月～4月	事業者の換金
令和5年 5月	データ整理、事業報告作成